

令和2年第3回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和2年9月10日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（18名）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 武澤 豪   | 2番 北上 正弘  |
| 3番 後藤 修   | 4番 坂東 重夫  |
| 5番 藤本 功男  | 6番 笠井 安之  |
| 7番 中野 厚志  | 8番 笠井 一司  |
| 9番 川人 敏男  | 10番 檜原 伸  |
| 11番 松村 幸治 | 12番 吉田 稔  |
| 15番 檜原 賢二 | 16番 木村 松雄 |
| 17番 阿部 雅志 | 18番 出口 治男 |
| 19番 原田 定信 | 20番 三浦 三一 |

欠席議員（1名）

13番 森本 節弘

会議録署名議員

12番 吉田 稔                      15番 檜原 賢二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

|              |              |
|--------------|--------------|
| 市長 藤井 正助     | 副市長 町田 寿人    |
| 副市長 春木 尚登    | 教育長 高田 稔     |
| 企画総務部長 野崎 圭二 | 市民部長 矢田 正和   |
| 健康福祉部長 妹尾 浩子 | 産業経済部長 岩佐 賢二 |
| 建設部長 川野 一郎   | 水道部長 藤野 芳大   |
| 会計管理者 藤川 靖人  | 教育部長 阿部 仁子   |
| 危機管理局長 吉川 和宏 |              |

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪尾 正

事務局議事総務課長 笠井 久美代

事務局議事総務課長補佐 藤岡 知寛

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 6 4 号 令和元年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第 6 5 号 令和元年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定  
について

日程第 4 議案第 6 6 号 令和元年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

日程第 5 議案第 6 7 号 令和元年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認  
定について

日程第 6 議案第 6 8 号 令和元年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳  
出決算認定について

日程第 7 議案第 6 9 号 令和元年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

日程第 8 議案第 7 0 号 令和元年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

日程第 9 議案第 7 1 号 令和元年度阿波市水道事業会計決算認定について

日程第 1 0 議案第 7 2 号 令和 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）について

日程第 1 1 議案第 7 3 号 令和 2 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）に  
ついて

日程第 1 2 議案第 7 4 号 令和 2 年度阿波市水道事業会計補正予算（第 1 号）につい  
て

日程第 1 3 議案第 7 5 号 阿波市工場立地法地域準則条例の一部改正について

日程第 1 4 議案第 7 6 号 阿波市体育施設条例の一部改正について

（日程第 2 ～日程第 1 4 質疑・付託）

午前10時00分 開議

○議長（松村幸治君） 現在の出席議員は18名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（松村幸治君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、3番後藤修君の一般質問を許可いたします。

3番後藤修君。

○3番（後藤 修君） おはようございます。ただいまから3番後藤修の一般質問をいたします。

早速、今回の質問に入りたいと思います。大枠で3つの質問をさせていただきます。1問目は公共交通について、2問目はマイナンバーとマイナポイントについて、3問目は職員の移動ルールについて。

まず、公共交通についてです。

毎月のように、1日の平均利用者数は増加傾向にあります。5月29、7人、6月35、6人、7月37、7人、8月37、1人と、月平均利用者数の目標である40人にあと一歩となっています。しかしながら、登録者数で見ると、初年度の利用登録者数は1,356人であり、前月の8月末での登録は1,483人と、5か月で127人の登録にとどまっているのが現状です。最終の目標である2,300人にはまだ800人足りない状況であり、達成率は64%となっています。まだまだ阿波市のデマンド型乗合交通を多くの人に登録していただくには、認知度をさらに高め、交通難民と言われる高齢者の方々はもちろん、若い方にも知っていただくことが必要ではないでしょうか。

そこで、市民の皆さんに親しまれ、多くの方々に利用していただけるよう、デマンド交通の愛称を募集してはどうでしょうか。既に、阿波市では、施設の名称として阿波市交流防災拠点施設ではアエルワ、旧市役所周辺エリアの愛称としてあわむすび、観光大使のあわみちゃんなど、皆さんご存じのとおり愛称で呼ばれる機会のほうが多くなっています。

つい先日も、広報阿波で掲載されましたやねこじき・d e・町おこしの会、マスコットキャラクターの愛称募集では、たくさんの応募の中、阿波中学校の生徒が応募したやねまさくに決定しました。親しみやすい愛称ではないでしょうか。公共交通の愛称も、他町では次々と決まっています。具体的に例を挙げますと、茨城県八千代町のホームページにはこのような記事がありました。八千代町デマンド交通の愛称が決定しました。このたびは八千代町デマンド交通の愛称募集にたくさんの方がご応募いただき、誠にありがとうございました。全国各地から1,058件の応募があり、町民の皆様に親しまれ、多くの方にご利用いただきたいとの思いで選考した結果、下記の愛称に決定しました。お知らせします。呼び方は八菜まわ〜る号、愛称の説明として、八千代町のゆるキャラ八菜丸と、町中を便利に回るデマンド交通をイメージした。応募者はつくば市の10歳の子どもでした。ほかにも、久喜市デマンド交通くきまる、川越市デマンド交通かわまる、鴻巣市デマンド交通ひなちゃんタクシー、東久留米市デマンド型交通くるぶーなどです。

まず、1点目の質問としてデマンド交通の愛称募集について、2点目の質問としては、デマンド交通を知っているが、登録や利用法がよく分からないと二の足を踏む方も多いと伺っています。それに対応して、市では、デマンド交通のドラマ仕立てのCMを、阿波市市民劇団千の舞い座の協力を得て制作中とも聞いています。今話せる範囲で結構です。このCMについても説明していただければと思います。2点目、デマンド交通のCM放送について、以上2点を一括で答弁願います。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） おはようございます。

後藤議員の一般質問、公共交通について2点のご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目のデマンド交通の愛称募集についてのご質問にお答えいたします。

阿波市デマンド型乗合交通は、予約いただいた方の自宅近くまでお迎えに行き、運行順や時間帯に合わせて、希望の降車場所まで移動を乗合運行する公共交通であり、平成31年4月から令和3年3月までの2年間、実証実験での運行を行っているところであります。議員ご質問の愛称については、美馬市の美馬ふれあいバスや、香川県まんのう町のあいあいタクシーなど愛称を定めているところもあり、愛称を定めることによって市民の皆様に身近な公共交通であるとの認識を持っていただけるものと考えております。阿波市デマンド型乗合交通の運営は、阿波市地域公共交通活性化協議会が行っておりますが、来年

4月からの本格運行開始に向け、愛称の募集についても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目のデマンド交通のCM放送についてのご質問にお答えいたします。

平成31年4月から、阿波市デマンド型乗合交通の実証実験運行開始以来、利用促進に向けた周知活動として、広報阿波への掲載、新聞折り込み、ホームページへの掲載やケーブルテレビでの放送を行ってまいりました。このたび、さらに市民の皆様に分かりやすく阿波市デマンド型乗合交通がどのようなものかを知っていただくため、利用者登録の申請手続、予約の方法、乗車から降車までの流れを説明を加えながら映像にまとめており、ACN阿波市ケーブルネットワークでの放送を、10月から土曜日、日曜日の1日5回、毎週放送の週間ニュースの前に放送する予定としております。市民の皆様には、ぜひ放送をご覧いただき、生活の一部として阿波市デマンド型乗合交通をご利用いただきたいと思いますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 1点目の答弁では、美馬市やまんのう町の愛称について説明いただきましたが、この2市町は阿波市のデマンド型乗合交通のお手本となった先進地と聞いております。愛称募集についても参考にしてみてもはどうでしょうか。来年の4月の本格運行に向けて、市民の皆様が乗ってみたいと思えるような、また小さい子どもにデマンド交通の愛称を呼んでもらえるような、市民の皆様にも末永く愛される名称を期待したいと思います。

2点目の答弁では、CMについて、ACNで10月から土曜、日曜の1日5回、週間ニュースの前に放送する予定とのことと楽しみにしております。できれば、この放送の際の前後にデマンド交通愛称の募集の告知もしてみてもはどうでしょうか。この項の質問はこれで終わりたいと思います。

次に、マイナンバーカードとマイナポイントについての質問に移りたいと思います。

最近では、マイナポイント5,000ポイントなどのCMをよく見ます。また、大型量販店やコンビニでマイナポイントに関するチラシもよく見ますが、市民の多くの皆さんが手続が煩雑でよく分からないという声を聞きます。また、8月16日の徳島新聞では、マイナンバーカード掛けるキャッシュレス決済、徳島県独自のプレミアムポイント事業により、県内でご利用でさらに上乗せ、上限8,000円分もらえますとありました。これに

についても、まだまだ市民の皆様には周知されているようには思えません。

これは、徳島県のホームページからそのリーフレットをダウンロードしたものです。

(パネルを示す) ここには、大きく上限8,000円分もらえますと書かれています。中段には、マイナンバーカード。1点目の質問としてはマイナポイントの仕組みとマイナンバーカードの申請について、次にマイナポイントを得るには、対象となるキャッシュレス決済サービスを1つ選んでひもづけする作業が必要であると聞いています。2点目の質問として、マイナポイントの予約、申込方法について、以上2点を答弁願います。

○議長(松村幸治君) 矢田市民部長。

○市民部長(矢田正和君) 後藤議員の一般質問2問目、マイナンバーカードとマイナポイントについての1点目、マイナポイントの仕組みとマイナンバーカードの申請についてと、2点目、マイナポイントの予約、申込方法についてを併せて答弁させていただきます。

マイナポイント事業は、国が取り組む消費活性化策として、またマイナンバーカード普及促進を目的とした取組で、9月1日から来年3月末までの実施予定となっております。マイナポイントの仕組みについて簡単にご説明いたしますと、マイナンバーカードを使ってマイナポイントを予約、申し込みし、キャッシュレス決済サービスを選んでいただきます。登録した後に現金チャージやお買物をすると、利用金額の25%分、上限5,000円分のポイントが受け取れます。さらに、徳島県では独自のプレミアムポイント事業が追加されており、県が対象にするキャッシュレス決済で、かつ県内対象店舗で利用した場合に、徳島県版のプレミアムポイントとして利用額の30%、上限3,000円分のポイントが受け取れるものでございます。これらのポイントを受けるためには、ご自分のマイナンバーカードが必要となってまいります。まだマイナンバーカードの申請をされていない方につきましては、スマホやパソコン、申請機能のついたまちの証明写真機から、そして交付申請書に記入して郵送するなどの方法がございます。これらに加えて、阿波市ではマイナンバーカード取得推進キャンペーンを実施中でございます。市民課にて申請時に必要となる顔写真を無料で撮影し、申請のサポートもさせていただいております。また、仕事や学校など平日に来庁が困難な方のために、毎月第1日曜日の午前中にマイナンバーカード専用の休日窓口も開設してございます。

次に、ご質問の2点目のマイナポイントの予約、申込方法についてでございますが、ご自分で申請するには、まずマイナンバーカードを用意していただき、スマホやパソコンか

ら予約、申込みをしていただきます。その後、キャッシュレス決済サービスをお一つ選択していただき、申込みをしていただきます。なお、マイナポイントの申込完了後においては、お買物などにおいてマイナンバーカードを使用することはございません。また、ご自分でマイナポイントの予約や申込みが困難な場合には、現在市民課の窓口においてマイナポイント予約支援コーナーを設置しまして、予約や申込みについてのご支援もさせていただいておりますので、ご利用をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 矢田部長の答弁、分かりやすく説明していただきました。

まず、マイナンバーカードが必要であること、マイナンバーカードの申請には、スマホやパソコン、申請機能がついたまちの証明写真機、また交付申請書に記入して郵送するなどの方法があること、本庁で顔写真を無料で撮影、サポートしていること、そのサポートについては、平日以外も毎月第1日曜の午前中も開設していることが分かりました。2点目の質問の答弁でも、マイナポイントの予約、申込方法について、マイナポイントについてもスマホやパソコンから予約、申込みが可能であり、予約支援についても本庁舎でもできることも分かりました。私も独自に調べてみましたが、マイナポイントのひもづけは大型量販店やコンビニでもできることが分かりました。

こちらのパネルでまとめてみると、（パネルを示す）まずマイナンバーカードを作り、対象となるキャッシュレスサービスにひもづけし、チャージ額または利用額に応じて国からは上限5,000円分がもらえる。その上、徳島県指定のキャッシュレスサービス利用の場合は、県としてさらに上乗せ3,000円分、合計上限8,000円分がもらえるとのことでした。ここで、さらにプラスアルファとして付け足しましたが、キャッシュレス決済サービスに応じてさらに上乗せがあるようです。この部分については、キャッシュレスサービス会社に応じて金額が異なることから、説明は省きたいと思っております。マイナンバーカードの取得からマイナポイントの予約、申込方法については理解できました。

ここで、9月6日の徳島新聞で注目したい記事がありました。徳島県海陽町は、マイナンバー個人番号カードを持つ人がキャッシュレス決済を使った場合、ポイントを付与する。総務省のマイナポイント事業を受け、独自に上乗せして最大2,000円分を還元する町が実施するプレミアムマイナポイント事業は、町内の店でキャッシュレス決済をした

人に、購入額の20%、1人当たり最大2,000円分のポイントを還元する。国の最大5,000分、県の最大3,000円分と合わせて最大1万円分になる。希望者には、マイナポイントの申込時に電子決済サービスを1つ選択する。対象は県に準ずる予定、事業に参加する店は町商工会などを通じて募る。また、マイナンバーカードの利用促進を図るため、カード所持者と新規申込者に1,000円の商品券を配布するとありました。他の市町の動向にも、今後市として注視していただきたいと思えます。

以上、マイナンバーカードを作って、マイナポイントで消費を促すことも理解できました。このマイナポイントの消費が終わった後のマイナンバーカードについてお聞きしたいと思えます。再問として、マイナンバーカードのメリット、これについて答弁願いたいと思えます。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 後藤議員の再問、マイナンバーカードのメリットについて答弁をさせていただきます。

マイナンバーカードのメリットについて大きく5点ほど上げさせていただきますと、まず1つ目は、本人確認の際の顔写真つき公的身分証明書としての利用が可能です。2つ目はマイナンバーを証明する書類としての利用、3つ目として各種行政手続のオンライン申請時の利用ができます。こちらの例としましては、国税の電子申告、いわゆるe-Taxや、妊娠、保育、児童手当など子育て関連の電子申請である子育てワンストップサービスが上げられます。4つ目は、市や県、国が提供する様々なサービスが今後マイナンバーカードで一体化されるということです。この事例としては、来年3月から開始予定の健康保険証としての利用が上げられます。5つ目として、将来的には民間でのオンライン取引に活用できるようになるということです。

ここで、本市のマイナンバーカードの交付状況について述べさせていただきますと、8月1日時点におけるマイナンバーカードの交付率は13.8%となっております。令和2年1月以降、交付数は増加しております。昨年7月の状況と今年7月を比較しますと、昨年7月の交付数は45枚でしたが、今年7月は368枚であり、月単位の交付数は8.2倍と大幅に増えています。8月に入りましてからは、1日平均で30人の受付数となっております。マイナンバーカードは、社会保障や税制度のほか、災害対策分野における被災時の手続や、銀行口座との連携など、この先ますます活用の範囲が広がれると思えます。市民の皆様にとって、より利便性の高い安全・安心なまちづくりを実



現していくためにも、マイナンバーカードの普及は重要になると考えますので、今後においてもカードのメリットや安全性などについての広報に努めながら、交付率の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 答弁いただきました。

1点目として公的身分証明書として、2点目、マイナンバーの証明として、3点目、行政手続のオンライン申請として、4点目、健康保険証として、5点目、民間でのオンライン取引として、私も既にこのサービスのうち1点目、3点目については、銀行でのキャッシュカードを作る際、また税務署での確定申告の場面でマイナンバーカードを利用しました。使用用途も増えると思います。例えば、阿波市独自で生まれてすぐにマイナンバーカードを作れる環境を整備することも必要ではないでしょうか。出生祝い金、これをマイナポイントとして給付する、こういうふうな方策も検討していただければと思います。今後も、マイナンバーカードを安心・安全で利用できるよう、また市民の皆様にとって利便性の高いカードになるように願っています。この項の質問はこれで終わります。

次に、職員の移動ルールについて質問させていただきます。

私も、国家公務員の時代には通勤以外は全て公用車を使用していました。公用車の運転に当たっては飲酒のチェックもあり、何点か規定がありました。ドライブレコーダーや運行管理台帳、ETCカードの利用状況など上司に報告し、承認が必要でした。阿波市では、限られた車両を運用するに当たり、公用車が利用できない場合があると聞いています。その場合は、私有車の利用が発生しているとも伺っております。私有車の公務使用はどのように管理されているのか。燃料費などの支給の有無も含めてお聞きしたいです。

質問の1点目、公務中に個人の車両で移動する場合のルールはどのようになっているか。質問の2点目としては、職員が車で外食する場合のルールについてです。職員の多くの方は、自分のデスクで昼食を取り、食後もデスクで過ごしているように見受けられます。少数ではありますが、自宅に帰り食事をする方や外食する方も見受けられます。質問の2点目として、職員が車で外食する場合のルールについて、以上2点を答弁願います。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 後藤議員の一般質問3問目、職員の移動ルールについて2点のご質問をいただいております。順次答弁させていただきます。

まず、1点目の公務中に個人の車両で移動する場合のルールはどのようになっているのかについてのご質問ですが、公務中は原則公用車を使用することとしておりますが、公用車を使用することができない場合や公務の能率的遂行のため、特に私有車の使用が必要な場合には、私有車を使用することはできることとなっております。ただし、私有車を公務に使用する場合には、私有車運転者登録申請書の提出を求め、事前の登録が必要であり、もし私有車を使用中に過失により他人に対し損害が発生した場合には、当該私有車に係る強制保険等の保険金、もしくは共済金、または任意保険によって補填できる損害の部分を除き、市が賠償することとなります。そして、私有車使用の場合の燃料費等の支給については、原則公用車を使用することを前提としていることから、現在私有車には支給を行っておりません。

次に、2点目の職員が車で外食する場合のルールについてのご質問ですが、阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条に規定する休憩時間は、阿波市職員の勤務時間に関する訓令において、午後0時から午後1時までとすると規定されており、この時間内は勤務時間外であることから、職務専念義務が免除されています。現在、昼食につきましては、自席で弁当を食べる者や、アエルワで昼食を取る者もおりますが、休憩時間中の外出については制約はなく、自宅に帰ったり、外食をする職員もいると考えられます。職員が休憩時間に外出し、外食することについては、現在のところ特に取決めはございませんが、全職員に対し安全運転の徹底に努めるよう注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 1点目の答弁では、申請登録や損害が発生した場合のルールが明確に決まっていることが分かりました。その中で1点、腑に落ちない点がありました。燃料費について支給しない、民間では私有車の利用の場合、使用距離に応じて燃料費が支給されるのが一般です。他の自治体はどうなっているのか調べてみました。ほとんどの自治体が支給していないようです。公務員の常識は世間の非常識という言葉をよく聞きますが、まさにこの件に関してはこの言葉どおりではないでしょうか。私有車を使っているのは、車の使用頻度の少ない任用職員の皆さんです。給料も正規職員の皆さんと比べるとかなり低い上、燃料費も出ない。所得格差が広がる一方です。私有車を利用する方は少数で

すが、その人たちの立場に立ってみてください。燃料費の支給について、さらに調べてみました。函館市にはこのようなルールがあります。職員の私有車の公務使用に関する要綱、その中にはこう書かれていました。第6条、職員が第3条第4項の規定により、承認を受けて私有車を公務使用した場合は、その走行距離1キロメートルにつき37円の燃料費を支給するものとする。金額的には、燃料費プラス車の消耗費も含まれているようです。手元にこの要綱もあります。後でお渡ししたいと思います。要望として、燃料費の支給を検討していただければと思います。

2点目の答弁では、昼休みの時間は休憩時間なので、公務員法にある職務専念義務には昼休みは適用されず、各自が好きに過ごせることが分かりました。私が調べた中では、自宅で食事をする場合、車で移動しても通勤と同じ扱いになり、交通費は発生しませんが、労働災害等では適用を受けるということです。外食の場合は、自宅で食事をするのとは違って、労働災害の適用は無論ありません。午後の業務開始の13時間際になると、スピードを出して駐車場に駆け込んでいる駆け込み駐車をする車を見かけるときもあります。ほとんどの職員の皆さんは、市民の範となる運転を心がけていると私は認識しております。答弁の中でも、全職員に対して安全運転の徹底に努めるとも言っていました。今後は、朝の通勤も含めて、駆け込み駐車がないように期待したいと思います。最近では、多くの車にドライブレコーダーが取り付けられています。市民の視線だけではなく、このような録画されていることも忘れずに、安全運転に留意していただければと思います。また、以前質問で、公用車にドライブレコーダー取付け要望としてありましたが、私もこの意見に賛成です。

最後に、ドライブレコーダーの取付けを公的車両にも一台でも増えるように要望して、今回の全ての質問を終わりたいと思います。

○議長（松村幸治君） これで3番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番北上正弘君の一般質問を許可いたします。

2番北上正弘君。

○2番（北上正弘君） ただいまより2番、公明党、北上正弘、一般質問をさせていただきます。

通告してありました題は2問あります。1問目、投票所の感染症対策について、2問目、市民に優しいユニバーサルデザインのまちづくりについての2点であります。

まず、1点目の投票所の感染症対策についてでございます。

コロナウイルスが全国各地で感染拡大を今もなお続けています。徳島県でもクラスターが発生するなど、毎日のように感染者の報道がされています。阿波市では幸いにも感染者の報告はありませんが、油断できない状況は変わりません。コロナウイルスワクチンや治療薬の研究開発を全世界でしていただいておりますが、開発完成時期については不透明であります。そういった中でも、年内に衆議院の解散総選挙があるとの予想した報道がされていますが、あくまで予想ですのでそれ以上は言いませんが、少なくとも阿波市では来年春には市長の任期満了に伴う市長選挙があります。コロナウイルスが近いうちに終息すればいいのですが、難しい状況が続いています。

そこで、今回の質問として、来年の市長選挙や各種選挙で、市民が安心して投票できるように、期日前投票所及び当日の投票所の3密を回避するなどの感染症対策をどのようにするのかお聞きいたします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 北上議員の一般質問、投票所の感染症対策について。

来年の市長選挙及び各種選挙において、投票所の3密回避等の感染症対策をどうするのかのご質問に答弁させていただきます。

本市では、来春の任期満了に伴う阿波市長選挙、再来年の任期満了に伴う阿波市議会議員一般選挙が執行される予定となっております。現在、全国各地で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっておりますが、その中で選挙を執行する際には、市民の皆様が安心して投票できるよう感染防止対策に努めていく必要があります。こうしたことから、本市では期日前投票所や当日17か所ある投票所において、投票事務従事者等の健康チェックをはじめ、入口にアルコール消毒液の設置や、受付等に飛沫防止用フィルムの設置を行い、投票用紙記載用の鉛筆は1回使用ごとに消毒いたします。このほか、定期的に投票記載台などの消毒や、投票所の換気を行ってまいります。そして、選挙人の皆様にもマスクの着用やせきエチケット、入場前的手指アルコール消毒へのご協力、また、投票後の手洗い、うがいをお願いを市のホームページやケーブルテレビ、広報紙などで周知を行ってまいり

ます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、国、県の対策等を参考にしながら、選挙人の皆様の投票機会や投票における安全・安心の確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） 答弁いただきました。

阿波市では、健康チェックや消毒液、飛沫防止用のフィルムの設置等、投票所での新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと計画立てしていることに安心しております。しかしながら、当日の投票所は17か所あり、公民館や会堂など部屋の広さも様々ですので、3密回避やソーシャルディスタンスの確保もその場その場の独自の対応が必要だと思えます。それと、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、投票率の低下も危惧されます。投票率を下げないための対策として、呼びかけ、働きかけなどその点も考慮して、よろしく願いいたします。

続きまして、2問目の質問の市民に優しいユニバーサルデザインのまちづくりについてを質問いたします。

ユニバーサルデザインの説明を簡単にしますと、1980年代に手法としてありました、バリアフリーといえれば分かりやすいと思いますが、例を挙げて言いますと、建物玄関前にある階段にスロープをつけたり、通路に手すりや床の段差をなくす改築、リフォーム等がバリアフリーの考え方であり、対象は障害者や高齢者であります。一方、ユニバーサルデザインの考え方は、建物を造る段階で、設計時点から先ほどのスロープ、手すり、段差をなくすなどを盛り込んで建築するのがユニバーサルデザインであり、対象は全ての人であります。今、例に掲げたのはハード面であり、ソフト面も存在します。ソフト面は、心のバリアフリー、心のユニバーサルデザインといって、心の優しさや思いやりの精神があり、全ての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って助け合う態度を育て、ともに生きる人間の心の育成を目指す福祉の心がソフト面であります。

本題に入ります。

少子・高齢化のさらなる進展や人口減少社会を迎える中、将来にわたって第2次阿波市総合計画に将来像として掲げている「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土・阿波市」を実現するためにも、より市民目線のまちづくりを実行する必要があります。男性も女性も高齢者も若者も障害のある方も、誰もが活躍できる全員参加型の社会づくりを

進めていく上で、過去から言われております特定の人の障害を取り除くバリアフリーの考え方を一歩進めた、全ての人に配慮するユニバーサルデザインの視点が求められております。どこでも誰でも自由に使いやすいというユニバーサルデザインの視点による環境整備は、新型コロナウイルス感染症により今年開催予定が延期され、来年の開催がこれから議論される東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて取組が加速されておりました。世界中から集う人々と接する機会が生まれることや、障害のある選手たちによる圧倒的なパフォーマンスを目の当たりにすることは、共生社会の実現に向けて人々の在り方を変える絶好の機会であり、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインのまちづくりや、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う取組が社会全体で展開されることが期待されております。

また、関連して、平成29年2月に閣議決定したユニバーサルデザイン2020行動計画を踏まえ、平成30年5月にバリアフリー法が12年ぶりに大きく改正され、高齢者や障害者などの移動等の円滑化に向け、公共交通事業者などによるハード、ソフトの一体的な取組の推進や、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組の強化が定められました。また、同年12月には、ユニバーサルデザイン社会実現推進法が施行され、地方公共団体の責務として、地域の実情に合わせた推進が位置づけられております。徳島県においても、徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例が制定されており、阿波市においても、平成30年3月に前年度に制定した阿波市公共施設管理計画に基づき、より具体的施設を示した公共施設個別管理計画のマネジメント事業の公共施設の適切な維持管理事業に、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの導入が記入されております。

前置きが長くなりましたが、そこで質問いたします。

公共施設のバリアフリー化の現状についてと、ユニバーサルデザインの庁舎内の推進体制について企画総務部長にお尋ねいたします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 北上議員の一般質問の2問目、市民に優しいユニバーサルデザインのまちづくりについての1点目、公共施設のバリアフリー化の現状についてのご質問に答弁させていただきます。

本市においては、平成24年3月に阿波市地域福祉計画を策定し、「みんなで支え合い 築く地域福祉 快適で安心が実感できるまち・阿波」を基本理念とし、計画の中の目標の

一つといたしまして、ユニバーサルデザインの推進を掲げております。公共施設の適切な維持管理についてでございますが、今後高齢化社会が進むにつれ、施設の利用者など高齢化が想定されており、利用する方々誰もが快適に利用できる施設の建設や改修が求められております。例えば、平成27年に開庁いたしましたこの阿波市役所、交流防災拠点施設アエルワでは、バリアフリー、多目的トイレ、子どもトイレをはじめ、多目的駐車場スペース、ローカウンター中心の窓口、点字ブロックを設置するなど、ユニバーサルデザインも取り入れた施設となっております。また、昨年度整備いたしました土成図書館・公民館、伊沢認定こども園、現在建設中の大俣公民館、旭集会所におきましても、バリアフリー化をはじめユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めているところであります。

続きまして、2点目のユニバーサルデザインの庁内推進体制のご質問に答弁させていただきます。

ユニバーサルデザインの考え方を推進する背景には、高齢者の方に限らず、障害のある方や子ども、子育て中の方々など、利用する方々誰もが快適に利用できる施設の提供が必要と考えており、現在250余りある既存施設の改修時においても、当該施設の構造等により改修が制約されることもございますが、施設の状態を踏まえ、ユニバーサルデザインに配慮した対応が重要であります。今後、事業推進に当たっては、全庁内での推進体制をしっかりと構築するため、職員研修等を実施し、誰もが安全かつ快適に暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） 答弁いただきました。

ユニバーサルデザイン、バリアフリーの現状についても、ハード面だけでなくソフト面もございまして。阿波市には250余りの既存施設があるとのことで、全ての施設を順番にはございませんが、改修や建て替えなどを行うことは非常に難しいと思います。築年数や経年劣化による建て替えが必要な施設に関しては、先ほど部長がおっしゃったとおり、建設設計の段階でユニバーサルデザインを採用する方向でいいと思いますが、現時点で問題がない施設に関しては、何も手を加えるのではなく、5年、10年、それ以上もたせる施工をする、すなわち延命処置をすることも検討するようにしたいと思います。例えば、入り口の階段やスロープのタイルにうっすらコケや汚れがこびりついていて、雨などでぬれると滑りやすくなり、利用者が滑ったり転んだりします。そうした危険箇所には、タイル

を磨き、汚れにくく滑らないコーティング加工を施せば、それだけで延命処置にもなります。安全面も向上します。比較的安い費用でできることも聞いていますので、検討していただき、計画的、効率的に推進していただければと思います。また、庁舎内の推進体制については、職員研修などを実施し、阿波市にユニバーサルデザインがハード面、ソフト面で浸透していったらと思います。

次に、再問として、公共施設を含めた今後の市民に優しいまちづくりについて、町田副市長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 北上議員の一般質問の再問、今後の市民に優しいまちづくりについて答弁させていただきます。

市民に優しいユニバーサルデザインのまちづくりとは、全ての人が利用しやすい、また全ての人を思いやるまちづくりであると考えております。初めに、ユニバーサルデザインの主な原則について申し上げますが、議員も言われましたように、誰もが公平に利用でき、活用する際、使う人の様々な好みや能力に合わせ、使い方が簡単で自由度が高いことを目指して形成し、無理な姿勢を取ることなく少ない力でも楽に使用でき、アクセスしやすいスペースと大きさを確保することなどが上げられます。また、今申し上げました主な原則を踏まえ、分野横断的にユニバーサルデザインの基本的な考え方や取組の方向性など、阿波市が率先して実践することによって、また発信することによって、市民、事業者等の皆様を含めた市内全体の取組として普及させ、定着させることが理想像であると考えております。

次に、それらを実践するためには予算措置も必要であり、現在計画、実施している事業もあることから、庁内一丸となって共通認識を持ちながら、効率的、計画的に推進していくことが重要であると考えます。そして、先ほど企画総務部長も答弁しましたように、現在250余りある本市の公共施設の快適な維持を実現するため、子どもから高齢者、障害者も含む全ての方が無理なくスムーズに移動できるような取組を進めなければならないと考えております。そして、先ほど申し上げました理想像を実現するため、阿波市の庁内推進体制を充実することにより、本市の公共施設のみならず、理念の広報、啓発も図りながら、加えて市民の皆様や事業者等と連携しながら、市民に優しいユニバーサルデザインのまちづくりを構築できるよう検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。



○議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） 答弁いただきました。

今後、阿波市においても、全国的なユニバーサルデザインに対する機運の高まりを踏まえ、様々な分野において福祉、教育等、また企業や心のバリアフリー、心のユニバーサルデザインの取組を一層充実していただきますようよろしくお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで2番北上正弘君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番藤本功男君の一般質問を許可いたします。

5番藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 議席番号5番、藤本です。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、新型コロナウイルスの感染の波が9月に入っても止まりません。この夏、子どもたちはいつもとは違う生活を過ごさざるを得ませんでした。朝のラジオ体操をする元気な姿や、きゃあきゃあはしゃぎながらプールに通う姿がありませんでした。短い夏休み、コロナ禍で不安を抱きながらの学校生活、先が見通せない中で、マスクをつけながら一生懸命勉強している子どもたちや先生方、学校関係者の皆さんにその心中を察し、心よりエールを送ります。この期間、つまりコロナ禍における環境の中で、子どもたちはどのような学びをしてきたのでしょうか。そして、どのように成長してきたのか。成果や課題は何なのか。これは、市民の皆さんにとっても大きな関心事の一つではないかと思っております。

そこで、質問です。

1つ、コロナ禍が子どもの教育環境にどのような影響を及ぼしているのか。2つ目、運動会や修学旅行といった一生涯子どもの心に残る行事や体験活動を、今度どのように進めていくのかについてお尋ねします。

○議長（松村幸治君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 藤本議員の一般質問の1問目、学校教育について幾つかご質問

をいただきました。

まず、コロナ禍が子どもの教育環境にどのような影響を及ぼしているのかについて答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症のため、市内14小・中学校の臨時休校が今年度当初から5月20日まで延長されました。臨時休校の間、担任教諭が電話連絡や家庭訪問を繰り返し、児童・生徒の様子を確認したり、昼間小さい児童だけで留守番をするような家庭に対しては、小学校で預かる措置を講じました。また、学年ごとに分散登校をするなど、児童・生徒の学習環境を支えてまいりました。長期にわたる家庭での生活は、児童・生徒にとって学習に対する不安感だけでなく、友達と会えない寂しさや外出できないことなどによって大きなストレスになったと思います。そのため、学校からは児童・生徒の不安を少しでも払拭するために、ケーブルテレビを活用し応援メッセージを送ったり、運動不足解消のため運動場を開放したりいたしました。学校が再開した5月21日以降も、授業の遅れを取り戻すため、夏休みを授業日とし、熱中症に最大限配慮しながら、新しい生活様式に基づき学校生活がなされてきております。しかし、コロナ禍の中の学校生活では、常に身体的距離の確保が困難な調理実習や理科の実験などは、指導の順序を後にしております。また、昼からの活動は暑さ指数が高くなり、熱中症のおそれがあることから、水泳などであっても午前中だけの活動に制限するなど、学習計画を見直しながら教育活動を進めております。さらに、児童・生徒は、感染症自体への不安だけでなく、感染することによる偏見や差別への不安など、日常とは違う様々なストレスを抱えて過ごしております。そのため、感染症に関連した人権についての指導とともに、担任や養護教諭等によるきめ細やかな健康観察や健康相談、またスクールカウンセラーによる支援を行うなど、心の健康問題にも適切に対応するようにしております。このことに加え、県教育委員会と話合いの結果、8月末からは10名の学習サポート支援員を各小・中学校に配置し、子どもたちに対して安心して学校生活ができるよう、サポートできる体制を整えているところでございます。

次に、2点目の運動会や修学旅行といった一生涯子どもの心に残る行事や体験活動を今後どのように進めていくのかというご質問に答弁させていただきます。

集団活動で得た思い出は一生涯心に残り、児童・生徒の成長過程の中では大切な活動であると考えております。先生方も、児童・生徒に思い出に残るよい体験をさせたいと願っているところです。したがって、コロナ禍の中での新しい生活様式を取り入れなが

ら、できる限り行事を行いたいと考えており、運動会に関しては、感染対策を十分配慮した上で行うよう午前中の開催を計画しているところです。小学校5年生の宿泊訓練につきましては、県内に感染が広がる中、やむなく中止の決定をいたしました。宿泊訓練は、子どもたちが楽しみにしている行事であり、体験学習の重要性からそれに代わる宿泊を伴わない体験活動を各学校で計画しているところです。修学旅行に関しましては、学校生活における諸活動の中でも、参加する児童・生徒にとっても最も強く印象に残り得る重要な教育的活動であります。児童・生徒の心情も考えた上で、今すぐに中止するのではなく、まずは延期とし、本県の状況や旅行先の感染状況に注視しながら、現在対応を検討中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） ただいまの答弁で、コロナ禍において様々な形で学びの場に影響していることが分かりました。夏休みを返上しての授業、熱中症対策、教育計画の見直し等教育現場の大変さが伝わってきました。私が一番心配しているのは、子どもや先生方のストレスです。3密の防止、マスクの着用、消毒などの感染予防策、それだけでなく大声を出せなかったり、顔を突き合わせての話合いができなかったり、体が触れ合う機会が減らされたりすることなどからくるストレスでございます。国立成育医療センターの調査によりますと、7歳から17歳の子どもの約70%にストレス反応が出ているということです。このストレス反応というのは、自分の力ではどうしようもない出来事によって、心身に様々な症状が出ることをいうようです。発達段階によってその症状が違いますが、頭痛、発熱、食欲不振、不眠やおねしょ、落ち着きがない、攻撃的になる、勉強への意欲をなくすなどがその内容のようです。その結果、不登校や適応障害、鬱やPTSD、心的外傷後ストレス障害になるケースもあるということであります。

また、答弁でもありましたように、子どもたちは感染への不安だけではなくて、感染することによる偏見や差別におびえているということも分かりました。国立成育医療センターのアンケートによりますと、子どもの32%が自分や家族の感染を秘密にしたい。22%が感染者とは治っても付き合うのをためらうなど、社会の風潮が子どもの意識に影響していることが分かります。学校や教育委員会は、このような状況に対して、心の健康支援、人権への配慮、学習サポート支援員など、人の配置によって体制を整えているということも分かりました。また、子どもが楽しみにし、一生の思い出となる運動会、修学旅

行、宿泊活動などが内容の変更、延期や中止になるようです。今後、保護者をはじめ関係者と十分意思疎通を図りながら、子どもたちの希望をつなぎ、楽しい思い出が残せるように一層のご努力をお願いしたいと思います。

次に、再問として、変化する教育課題に対して、新教育長としてどのような教育方針で取り組んでいくのか、高田教育長にお尋ねいたします。

○議長（松村幸治君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 藤本議員の一般質問の1問目、学校教育についての再問、変化する教育課題に対して新教育長としてどのような教育方針で取り組んでいくのかのご質問に答弁させていただきます。

現代は、変化の激しい社会であるとともに、将来の変化を予測することが困難なときであると言われております。そのような中、子どもたちが未来の阿波市の担い手になるためには、自らの人生を切り開き、社会を生き抜いていく力を培うことが重要であると考えております。阿波市においては、平成27年に阿波市教育大綱、翌年には第1次教育振興計画後期計画を策定しております。その基本理念、基本方針に基づき、今後とも食育を基盤にした知徳体のバランスの取れた力の育成を図る教育活動を推進してまいります。また、国の学習指導要領が改訂され、移行期間も含め、既に小・中学校では新たな教育課程を編成し、教育活動が行われております。この学習指導要領は社会のニーズや時代の変化に合わせて改訂されるものですが、今後においては改訂のポイントである授業の工夫、改善や、地域社会と連携しながら、学校教育の実現を図ることを重視した教育活動を推進してまいりたいと考えております。本市教育の強みは、食育、英語教育、体験学習を重視した教育活動をはじめ、ICTを活用した学習活動、校種間連携の取組等数多くあります。このことに加え、学校教育に対する情熱を持った力のある教員も多くいます。限りない可能性を持った子どもたちの成長には、教育行政施策と、その施策を支える教職員の力が不可欠であります。さらに、地域や保護者とともに手を携えながら、子どもたちの育ちや学びを支援することも大切です。そのためにも、教職員、保護者、関係機関の皆様方の力を結集し、教育行政及び教育活動を進めてまいりますので、今後ともご指導、ご鞭撻をくださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 子どもたちが未来の阿波市の担い手になるために、自らの人生を

切り開き、社会を生き抜いていく力を培う。そして、教職員の力と保護者、関係者の力を結集して教育行政を進めていくという教育長の力強い姿勢が伝わってまいりました。

今、世界はコロナ禍の中で経済を立て直し、新しい社会生活の在り方を模索しています。日本をはじめ国連の加盟国は、2030年に向けてSDGs、持続可能な開発目標の掲げる17の目標の達成に向けて大きく動いています。地球温暖化の防止、格差の是正、環境保護や人権の擁護など、人類の生存に関わる課題に挑戦しています。また、日本はSociety 5.0という最新テクノロジーを活用して、様々な社会的課題を解決するデジタル社会に大きく移行しようとしております。先ほど、本市の教育の強みに触れられました。人口減少によって地域社会の活力がしぼんでいく現実に対し、いかに持続可能で住みやすいまちを作っていくか、この課題解決に挑戦し、広く日本、いや世界の動きを視野に入れた教育、人材育成をしてくださることを新教育長にはご期待申し上げます。

次に移ります。

「安心して感染したい」これは7月15日に新潟県見附市の公式フェイスブックに載った5こま漫画のタイトルであります。新型コロナウイルスへの不安は病気に対するものだけではなく、感染した場合に受けるであろう誹謗中傷、差別や偏見に対するおそれが人々を追い込んでいるとも言えます。人口4万のこの見附市のフェイスブックには、狭いまちでうわさになるから、1人目の感染者だけには絶対なりたくない。感染したって分かったら、このまちですぐ村八分にされる。感染したら、町中どこでもあの人と後ろ指を指される。周りから陰口をたたかれ、このまちに住めなくなるなど、市民の赤裸々な心情が代弁されています。これは、見附市だけではなくて全国至るところ、ここ阿波市においても共通する市民感情ではないでしょうか。

そこで、質問です。

コロナ禍における誹謗や中傷、差別や偏見といった人権侵害の現状をどのように捉えているのかお尋ねいたします。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 藤本議員の一般質問2問目、新型コロナウイルス対策についての1点目、コロナ禍における誹謗や中傷、差別や偏見といった人権侵害の現状をどのように捉えているのかについて答弁させていただきます。

令和2年8月31日における徳島県内の新型コロナウイルス感染者は130名に至っており、今も感染の拡大は続いております。また、国内では自粛生活や開店休業状態などが

長引き、そして生活不安や精神的ストレスなども蓄積されている中、SNS等による人権を無視した差別事例も残念ながら起きております。例えば、新型コロナウイルス感染症の治療に当たる医療従事者の子どもに対し、「近くに来るな」と心ない言葉を言われたり、そして傷ついたというケース、集団感染が確認された大学に誹謗中傷の電話やメールがあったなど、関係者や家族の日常生活において、他人からの差別的な扱いを受けていたことなどが日々報じられました。しかし、これらは緊急事態だからといえ、決して許されるものではないです。現に、このような状況の中、元感染者の方など、自らの体験においてデマやうわさが近所や周辺の方にまで広がった、迷惑をかけてしまったとの思いから、正しい理解を持ってほしいとの気持ちを持ち、自らの実名までも公表され、世間に対してその実情と風評被害防止を訴え、呼びかけている方も増えております。この厳しいコロナ禍の中を耐え抜いていくためには、思いやりの気持ちや見守りの精神など、周りの方との様々な助け合い、支え合いが不可欠となります。一人一人は弱い人間でも、みんなで助け合い、支え合えばこの危機を乗り越えることができると信じております。

今後におきましても、偏見や差別をなくし、誰もが安心して暮らせる明るい社会を築いていくためにも、地域社会との連携を取りつつ、人権侵害や誹謗中傷の根絶に向けた取組に力を注いでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） ただいまの答弁でもありましたように、コロナ禍における生活不安や精神ストレスなどが差別や偏見の引き金になっていると、こういうふうに思います。大昔から、感染症の流行は人々の心を分断してきました。感染の流行を恐れ、孤立し、ウイルス感染者を敵視する、そして監視社会が広がり、自粛警察のようなものが正当化される。自己責任が強調され、いつの間にか危害の原因であるウイルスと被害者を同一化してしまう。あることないことの流言飛語が飛び交い、根拠を確かめずに同調してしまう。先ほどの見附市のフェイスブックにも、うわさするの村八分にするの、後ろ指を指すのも陰口をたたくのも、ウイルスではなく人なんだと、こういうことを記しております。私も含めて、異常時には冷静さを失い、自分や家族を守りたいというある種の防御反応によって、人間の差別性が出やすいものだと思います。しかし、落ち着きを取り戻すと、自分の過ちや弱さに気づいて、相手の立場に立った言動を取ることでもあります。答弁にもありましたように、一人一人は弱い人間でも、みんなで助け合えば危機を乗り越えることが可

能です。

そこで、再問として、市民の人権を守るために、市民の不安を解消するためにどんな施策を今後推進するのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 藤本議員の再問、市民の人権を守るために、市民の皆様の不安を解消するために、市長としてどんな施策を推進するかについて答弁をさせていただきます。

阿波市におきましては、新型コロナウイルスに感染した方やその家族、勤め先はもちろんのこと、感染症に係るいわれのない個人への偏見や、差別的な言動に同調せずに、確かな情報に基づいて行動をしていただきますよう、ホームページ並びに広報紙を使つての周知はもちろんのこと、ケーブルテレビやYouTubeを利用し、市長メッセージを発信させていただき、広く市民の皆様をお願いをしているところでございます。加えて、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害の防止と、無意識のうちについ差別的な言動を取ってしまったのではないかについて、市民の皆様にも再確認していただきたいとの思いから、今後チラシの配布も行う予定としております。さらには、市内の感染拡大と蔓延防止のため、身近な相談窓口として、市役所健康推進課内に保健師等をリーダーとした感染症対策チームを8月1日に設置いたしました。この対策チームの設置によりまして、人権課等との対応連携がスピード感を持って行うことができるとともに、阿波市人権擁護委員会や法務局との連携も可能になります。新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷や、人権侵害の相談窓口としましては、市人権擁護委員会と法務局が連携を取り、市役所内と社会福祉センター内の計4か所にて、月4回の特別人権相談所を開設し、併せて市内の隣保館等々におきましても、職員による常時相談ができる体制を取っております。

新型コロナウイルス感染症は誰にでも起こる可能性があり、感染者は非難される対象ではなく、守られるべき存在でございます。今後につきましても、コロナ禍の影響は続くものと思われませんが、市民一人一人が思いやりの心を大切に、助け合い、支え合いながら全ての皆様が安心して暮らせるよう、人権侵害や誹謗中傷の根絶に向けまして、人権啓発講演会等々、あらゆる機会を通して積極的に取組を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 徳島では、第2の感染の波が広がっています。ここ阿波市でも、いつ感染者が出てもおかしくない状況だと考えております。大切なことは、感染者が出たときに当人や家族が安心して治療を受けられるということだと思います。そのために、感染以外のことで苦しむ状況を作っては絶対にいけないと思います。阿波市は、ACNやユーチューブを使って市長メッセージを発信したり、先ほど申しました相談窓口を設置したりして、啓発や支援体制を強める努力をしています。ただいまの答弁でもありましたが、今後独自のチラシを作ることも考えているということで、前向きな答弁をいただきました。私も、ACNやユーチューブを通して市長メッセージを聞きました。その中に、大切なのは人ではなくウイルスと闘うことだというメッセージ、また今市長の答弁でもありましたように、感染者は非難される対象ではなく、守られるべき存在だという市長の声を聞き、大変心に響いてきました。やっぱり、トップの声は何にも増して阿波市民の安心につながるかと、こういうふうに思っております。

皆さんも目にしたかもしれませんが、これは吉野川市が出している啓発のチラシです。

（チラシを示す）自分の差別的な言動をチェックして、人権を守るために冷静な行動が取れるように呼びかけたものであります。それから、これは（ポスターを示す）阿波市で民間の団体、お互いさまだよ応援団が作ったポスターでございます。感染は自分事、明日は我が身と励まし、支え合うことを最大の目標にしています。個人や団体からも多くの協賛をいただき、物心両面で支援する仕組みを作り、実際に今行動を起こしております。それから、久勝公民館へ行った方もあるでしょうかね。アマビエをテーマにした手作り作品を展示しております。コロナ禍の終息と差別中傷の撲滅を願っているということで、それからもう一つ、（パネルを示す）こんな人を見た人もいるでしょうか。これは愛媛県で有志の人たちが起こしたシトラスリボンプロジェクトというもののようです。ただいま、お帰りと言い合える町、感染が確認されたその後、的確な対応ができるまちを目指すために、このシトラスリボンの輪を広げていってるという取組であります。また、条例をつくって啓発を進めている自治体もございます。

このように、感染者を支え、社会の意識を人権尊重の方向に持っていこうとする動きが各地で広がっています。答弁で、市長から人権侵害や誹謗中傷の根絶に向けた力強いお言葉をいただきました。コロナ禍は、阿波市の本気度を試しているような気がします。人権が守られ、人が大切にされるまちは、これからの持続可能なまちづくりの基本だと思います。阿波市っていいな、こんなまちなら住んでみたい。本物の価値を生み出すまちこそ、



市民が誇りを持って住み続けたい場所だと思います。そんなまちを皆さんで力を合わせて作っていかうではありませんか。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松村幸治君） これで5番藤本功男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

7番中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 日本共産党、7番中野厚志、ただいまから質問を始めます。

令和2年7月末の阿波市の人口を見ると3万6,759人、合併してから15年、5,000人以上の人口が減っているんだと再認識しました。少子・高齢化での人口減少は、地域の活動やその姿も変えていくし、いろんな問題が発生してきます。人手が減って、地域を管理することができず、生活に支障を来すことも増えてきました。最近、一番感じるのが鳥獣被害です。里山の手入れをする人がいない、人が手入れをすることで山で生育する木や植物が食料になる、実をつける、すみかができる、自然と協調できることを証明しています。今まで、当たり前地域を管理してくれていた人がいなくなると、荒れるのは早いです。個人のものは、多少人口が減っても管理はできると思ってましたが、昔から家の大事な存在である墓、また墓地がきちんと管理されていない現状を見ると、過疎化というのは恐ろしいものと思いました。物を管理、作り出す人間がいなくなると、待っているのは地域の崩壊しかないんだなと思いました。市場町の香美地区の墓地がニュースに取り上げられたり、阿波町でも墓の管理が悪いという声もあり、墓地の問題を質問しようと思いました。

最初に、墓地について、墓じまいをした墓の処理や追跡調査はできているのか。2番目に、墓地の管理を地域の方々のボランティアでやっている場合、市として支援しているのか答弁ください。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 中野議員の一般質問1問目の墓地について幾つかご質問いた

だいております。まず、1点目の墓じまいをした墓の処理や追跡調査はできているのかのご質問について答弁をさせていただきます。

墓じまいなどで昔に土葬されたご遺体や、お墓に収蔵されたご遺骨を他のお墓に移すことを改葬といますが、墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項により、市有墓地、個人墓地に関係なく、その墓地がある市町村の許可を受けなければならないこととなっております。阿波市では、令和元年度において19件の改葬許可を行っております。また、市有墓地から他に改葬したお墓については、個人においてお墓の撤去をしていただき、市へ使用权を返還するように指導もしています。一部では、市に届けを行わず、墓じまい等の改葬を行っている事例もございます。市営墓地については、墓地埋葬等に関する法律が施行される以前から、地域の方々がご使用をされている集落墓地、共同墓地、村落有墓地なども含まれております。そして、この市営墓地の中には、古い時代からある墓地も多く存在しているため、所有者の把握ができてないお墓もたくさんございます。このようなことから、市に無届けで墓じまい等をされた場合には、墓地所有者の追跡は一層困難となってまいります。

次に、2点目の墓地の管理を地域の方々のボランティアでやっている場合、市として支援しているのかについてですが、市営墓地につきましては現在市内に172か所ございますが、その管理につきましては、多くの墓地が市営墓地となる以前から、地域の方による共同管理で行われております。

このようなことから、地域の方々による墓地管理に対しての阿波市からの支援としましては、清掃活動時のごみの処理、伐採された木の処分、除草剤の配布などを行っております。地域の方により、墓地での清掃活動などの共同作業を行う際には、環境衛生課までご相談をいただきたいと思いますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

令和元年度19件の改葬許可があったこと、また現在市内に172か所の市営墓地があることが分かりました。荒れ果てた墓地を見たとき、昔はご先祖様を粗末にすると罰が当たるといった言い伝えなど、今はみじんもかけらもない社会と感じました。自分さえよければ、東京一極集中を何とも思わず、田舎が都会を支えている、自然が人間を支えているということを分かっていない人たちに、人間らしい価値観を広げる必要を感じましたが、墓

に対する価値観もきっと変化しているのでしょう。ニュースに取り上げられた市場町の香美地区の墓地については、その後、私が知っている人を中心に地域で竹やぶを切ったりしてきれいにしたと聞きました。やはり、地域の方のボランティアに頼るしかないんだなと思いました。結果として、そういう方たちがおる間はいいですが、この墓地の問題も含め、人口を増やし、少子・高齢化を解消していくことが阿波市にとっては切実な課題だと思いました。

2番目に行きます。

新型コロナウイルスによる感染対策の相談窓口について。

毎日の新聞、テレビのニュースでコロナの感染者数が発表されてますが、先ほどもほかの議員の方が言いましたが、徳島県は9月に入り130人を超え、4日には145人にも、全国では7万人を超えています。コロナ感染が広がり出しても、国は本気でコロナを抑える気があるのかと思うぐらい、有効な方針を出していないと思います。やっと自治体に要請したかと思っても、金は出さない。あまりのひどさに、徳島県の飯泉知事が会長をしている全国知事会が、8月8日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言を出し、国の負担による行政検査の実施の検討や、PCR検査に要する経費、センター設置など、検査体制の拡充について国として支援を行うことを要望しました。WHOがパンデミック宣言をしているコロナ感染に真剣に取り組もうとしない国は、当てにできない。阿波市民として、市は何をしてくれるのですかと思っています。感染のおそれを感じている市民に対して、しっかり対策の方向性を示してやっていただきたいと思います。

1番として、相談窓口として6保健所が提示されているが、市の窓口ではどういう内容、相談が可能なのか教えてほしい。2番目として、帰国者・接触者外来——非公開ですが——が県で14機関ありますが、相談センター、保健所との違いと業務内容を教えてほしいと思います。それで、阿波市にはあるのですか。

以上、お願いします。

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 中野議員の一般質問2問目、新型コロナウイルスによる感染対策の相談窓口について2点ご質問をいただいておりますので、順次ご答弁をさせていただきます。

1点目のご質問、相談窓口として6保健所が提示されているが、市の窓口ではどういう内容、相談が可能なのかについてですが、現在新型コロナウイルス感染症についての相談

は、症状がある場合は吉野川保健所内の帰国者・接触者相談センターへ、一般的な相談については、徳島県健康づくり課感染症・疾病対策室がフリーダイヤルにて24時間対応を行っております。本市におきましても、市民生活の影響を最小限に抑え、市民の皆様の安全・安心を確保するため、本年8月1日付で健康福祉部内の保健師、看護師で構成する感染症対策チームを設置いたしました。あわせて、専門性を生かした身近な相談に関する相談窓口として、健康推進課内に特別相談窓口を開設し、新しい生活様式に対応した健康相談や情報提供を行っております。具体的には、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため外出の機会が減少しており、特に高齢者の運動不足、栄養不足、刺激の低下など、複数の要因が重なって悪化していくフレイルの予防や、健康面に不安があっても通院を先延ばしにしたり、定期的な受診を自己中断することで、服薬の乱れによる重症化予防を図ります。加えて、感染拡大防止のため、市庁舎正面玄関にサーマルカメラを設置し、来庁された方の検温測定において、異常体温の方へ体調面の確認を行い、場合によってはかかりつけ医などへ受診を勧めます。今後、関係部署や関係機関と連携を図り、感染拡大防止にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問、帰国者・接触者外来が県で14機関あるが、相談センターとの違いと業務内容について、また阿波市にはあるのかについてご答弁を申し上げます。

初めに、帰国者・接触者外来は、感染症の疑いがある場合に、新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線や診察室を分け、必要な検査体制を確保する医療従事者の十分な感染対策を行うことができる医療機関に設置されています。新型コロナウイルス感染症の方が入院加療が必要かどうかの判断につきましては、帰国者・接触者外来にて医師により行われますが、医療機関名やその所在地については公表はされていません。

次に、帰国者・接触者相談センターについては、県内にある6保健所が新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談を受け付けており、阿波市の方は吉野川保健所が対応をしております。また、電話での相談を通じて、感染の疑いがある方を帰国者・接触者外来へ確実に受診されるよう調整を行うことにより、感染症の拡大をできる限り防止しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

市役所の入り口にあるサーマルカメラというのは、本当にすぐに体温が分かって、とてもいいと思いました。やはり、自分で自己管理していくという考え方がないと、なかなか病気に対しては立ち向かってはいけないと思いますが、今いろいろ答弁いただきましたが、市民が本当に不安に思っていることの解決になっているかどうか。市民は、阿波市内でPCR検査を受けられることを願っています。しかし、症状がある場合は、吉野川市の保健所の指示で非公開の医療機関に回される。県が個人の人権に配慮した方針かもしれませんが、もっと自治体独自の検査体制の取組が必要になってくるのではないのでしょうか。

8月28日に、政府の対策本部が感染流行地域での医療、高齢者施設などへの一斉定期的な検査と、地域の関係者の幅広い検査について、政府として都道府県などに実施を要請すると決定しました。この決定を受けて、実際に東京都世田谷区、千代田区、千葉県松戸市、長崎市、さらに東京などで自治体独自の検査拡充の取組が始まりました。しかし、問題なのは、これらの取組は全て自治体が自前で予算をつけなければ実施できないということです。世田谷区は4億円、東京都は30億円です。以前の自粛要請と一緒に、要請はするがお金は出さないというのが政府の姿勢です。政府の全面的な財政措置があった上での話ですが、提案として政府の財政措置があれば、阿波市においてもPCR検査を受けられるような、そういう抜本的な拡大が必要だと思います。全国では、今大阪府の高槻市が、発熱などの症状のある人が保健所を通さず、かかりつけのお医者さんから紹介で検査が受けられる。地域外来検査センターを市内の病院5か所に設置して、8月24日から実施しています。検査は、抗原検査を中心に実施、30分から2時間程度で結果が判明するそうです。本人の検査費用の負担はありません。陰性の場合、紹介元の医療機関で速やかに他の疾患の治療ができます。そのほか、市内の重症患者、入院医療機関に500万円、患者1人50万円、軽症、中等症患者入院医療機関に100万円、患者1人10万円を補助します。

こういうように、実際に自分ところの市内で、かかりつけのお医者さんからPCR検査を受けられる体制を作っているところもあります。ぜひ、阿波市においてもそういう方向で、PCR検査の抜本的拡大ということができるような方向でまたご検討いただければと思います。

それでは、3番目の入札制度について質問します。

昨日の笠井安之議員の質問の中にもありましたが、入札結果表を見ると失格、辞退等が多く見られます。どうしてこういう事態が起こるのか。これは、ランダム係数、最低制限

価格制度が関係すると考えられます。こういう事態を起こすような制度、最初の質問として、市は最低制限価格を一体どのように設定しているのか。また、ランダム係数がついているので、それについても本当は聞きたいんですが、そしてかつては固定型の最低制限価格率が設定され、66.67%だったのですが、33.3%という範囲で競争入札ができました。現在は、予想ですけども87%と高く、いわゆる100%の間で考えれば、13%という狭い範囲での競争入札で、価格設定をする企業努力の場が狭められています。このような状態の中で、2番目の質問として、公正な競争入札について市はどのように取組を行っているかお答えください。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 中野議員の一般質問3問目、入札制度についての1点目、市は最低制限価格をどのように設定しているのかのご質問に答弁させていただきます。

本市の公共工事の入札においては、合併当初から最低制限価格制度を導入しており、入札状況や建設業界を取り巻く社会情勢等を踏まえ、改正を重ねた後、現在の制度に至っております。現在の制度では、工事費の積算内訳である直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に一定率を乗じて、最低制限価格の前段階である最低制限基本価格を算定しています。その後、開札時において、徳島県電子入札システムで自動的に算定されたランダム係数の数値を最低制限基本価格に乗じて、最低制限価格を算定しております。最低制限価格は、入札参加者を失格とする基準ともなることであることから、これからも慎重に取り扱ってまいります。

続いて、2点目の公正な競争入札について市はどのように取組を行っているかのご質問に答弁させていただきます。

本市では、公正な入札を確保するため、様々な取組を行っているところではございますが、直近の取組内容といたしましては、令和元年6月に最低制限価格制度等を改正いたしました。最低制限価格等の決め手となるランダム係数は、改正前において入札の受付締切り後、開札日当日に電子計算機にて無作為に算定された数値を使用しておりましたが、より公正かつ透明性のある入札を目指すため、入札参加者に帰属する入札時間等の数値から、算定される方式に改正したものであります。今後も、公正な入札制度の確立を目指し、県内市町村の動向も踏まえつつ、必要に応じて制度の在り方等を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

2つの改正で、公正な入札制度に進もうということなんですけども、先ほども言いましたように、今から十数年前には、阿波市の最低制限価格の価格水準は設計価格の3分の2相当額でした。つまり、設計価格に対する最低制限価格率はおおむね66.67%でした。しかし、古い議員広報を見ると、議員によって、阿波市議会等の場において最低制限価格の価格水準の引上げを要求する一般質問等を繰り返し行っている議会関係資料を目にしました。その議員は、設計価格、あるいは予定価格に対する最低制限価格率を底上げせよとの発言をし、これに対し当時の理事者側の答弁は善処する旨の答弁でした。そもそも、公共工事とは一体誰のものなのか。大学のそういうことに詳しい先生によると、公共工事とはあくまでも国民、住民のためのものであり、競争上の圧力を受けない発注者が受注者同士を競い合わせ、そこから得られる利益を最大化しようとする、そういった行動が公共調達なのであると言っております。阿波市の入札制度の改革、特に最低制限価格の価格水準の引上げは、この大学教授の発言とは正反対に位置するものと理解されます。発注者である阿波市の最低制限価格の価格水準の引上げについての理由説明の一つは、取扱要綱にも書いてありますが、第1条に極端な低入札による受注を防止するためだと言っています。別な表現をすると、ダンピング防止ということでもあります。しかしながら、極端な低入札による受注を防止する、あるいはダンピング防止を図ることと、最低制限価格の価格水準の引上げを行うことは、相関関係にはないはずであります。また、ダンピングを認定する場合は、様々な要素の組合せから行えるのであって、入札額の価格水準だけで認定させることはないとも言われています。落札率60%というのは民間並みの競争結果で、ダンピングはないと主張する弁護士もいます。この弁護士は、かつて長野県の知事であった田中康夫知事の委嘱を受けて、浅川ダム入札談合事件に係る長野県公共工事適正化委員会の一人として活動しておりました。落札率60%は民間並みの競争結果で、ダンピングではないと主張、立証されています。

実際に、阿波市吉野町を施工箇所とする板名用土地改良区の水路工事入札で、平成20年代前半期においては、その落札率が60%台半ばから70%台前半であったそうです。なお、板名用土地改良区の入札制度は、予定価格が設計価格の80%程度で、最低制限価格は設けず、低入札価格調査方式により落札者を決定したそうです。この時期の板

名用水土地改良区の吉野町を施工箇所とする工事入札は、入札参加業者の中に談合に参加していない1業者が入札参加をしていたことから、競争原理が働き、しかも最低制限価格が設定されていないこともあって、落札率が60%台半ば程度の入札結果も存在したというふうに言われています。当然に、その入札結果の中においては、今のように失格になる事業者は原則として存在しなかったそうです。要するに、平成20年代前半期の板名用水土地改良区の工事入札結果から言えることは、入札制度をどのように構築するかによって、特に入札参加業者の競争できる入札率の幅をどれだけ広く設けた入札制度にするかによって、競争原理が働く、働かないが決まります。先ほど言いましたように、競争原理が働いた入札結果においては、失格となる入札参加業者はいなかったということも判明しています。

以上のことから言いたいことは、60%台での落札は決してダンピングではないと主張する、そういう弁護士の方もおるといことです。もう一つは、地方自治法の第2条第13項で、経済性の原則というのがうたわれまして、最少の経費で最大の効果を上げる行財政運営を行うことを要請しています。競争上の圧力を受けない発注者が、受注者同士を競い合わせ、そこから得られる利益を最大化しようとする、そういった行動が公共調達ないし公共入札であるからです。最も低い入札率で落札をしてくれたほうが、阿波市の行財政運営にとっては地方自治法等の会計法令の、先ほど言った最少の経費で最大の効果という経済性の原則にかなったものであることは言うまでもありません。阿波市は、これまで議員の本会議での質問を受けて、最低制限価格の価格水準の引上げを繰り返し行ってきましたが、今は最低制限価格ということについても一度考えていただくようにしてほしいと思います。

今のように、入札参加業者が企業努力をして提示をした最も低い入札額を、発注者が人為的に設定した最低制限価格によって失格とすることは、業者にとっても不本意なことではないでしょうか。現に、建設業者の中には、板名用水土地改良区の入札制度のように、一定の設計金額まではランク別を撤廃した上で、予定価格を設計価格の80%程度にし、最低制限価格を撤廃して低入札価格調査方式で落札者を決定していたら、自由に競争ができるので大歓迎だと言っている事業者もいます。事業者同士が切磋琢磨して競争し、その施工監理能力を向上させることは、それ自体業者の育成に直接、間接に関係してくると言える側面もあります。

私の言いたいことは、そういうことです。公正な入札のために、経済性の原則とかそう



いうことも考えていただき、現在のようなランダム係数がついた最低制限価格制度は分かりにくく、非常に難しいところもありますので、またご一考いただければと思います。

あともう一点、これはごみ処理施設の問題に関することなんですけども、今回9月になって、阿波市は候補地選定の件とかいろいろな面で3回も新聞に載りましたけども、1つは候補地選定の過程についてももう少しオープン化してほしいという住民の声があります。6か所から選定するというふうに言うておりましたけども、9月1日の時点では、覚書があるにもかかわらず、やっぱり吉野町で候補地としてやっていくのかという、そういう覚書について遵守するという考え方があったのかという、そういう住民側の方の疑問がありました。

2つ目については、今吉野川市が当然抜けますけども、抜けても1市2町ですけども、ある住民の方は、阿波市単独でごみ処理行政を行うこともこれから考える必要があるんじゃないかという声もあります。3つ目は、その20年前の覚書ではないんですが、中央広域環境センター設立の後に、土成町、吉野町については周辺環境整備を行う。しかし、土成町は1.5キロ以内で環境整備を行いました。吉野町に関しては全町で行ったということで、実際に中央広域環境センター近くでの住民の方は恩恵を受けていない。むしろ被害に遭っているという、そういう住民の方の声があります。その見返りとして、またこういう声もあります。中央広域環境センターがもう終わったら、そこに温泉施設でも造っていただいて、今まで恩恵を受けなかった吉野町の町民の方に無料で入ってもらうようなことも考えてほしい。これも一つの声であります。そのように住民の声が結構今回のことでたくさん上がってきております。また、その住民の方の声を大切にしながら、市政の運営に邁進していただけるようお願いして、質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで7番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時54分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番武澤豪君の一般質問を許可いたします。

1番武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 議員番号1番、志政クラブ武澤豪、まずは先にお亡くなりになら

れた江澤議員に対し、哀悼の意をささげるとともに、江澤議員の目指したよりよい阿波市づくりに向け、精いっぱい努力することをお誓いいたします。また、九州豪雨や台風9、10号で被災された方々にも、一日も早い復興をお祈りするとともに、コロナウイルスに日夜闘っておられる医療関係者の方々に敬意を表し、不幸にもコロナウイルスに感染された方々の一日も早い快方を心よりお祈り申し上げます。

では、ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きく2点です。まず1点目、阿波市鳥獣害による被害の推移はどうなっているのかという質問です。

年々、人口減少に伴う鳥獣害の被害が拡大されております。私も農業者であり、市民の方々から多くの相談を受けております。そこで、まず1点目として、過去3年間の鳥獣被害の件数と被害額、鳥獣対策の予算の推移についての答弁をお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 岩佐産業経済部長。

○産業経済部長（岩佐賢二君） 武澤議員の一般質問1問目、阿波市鳥獣害による被害の推移について幾つかご質問をいただいております。

まず、1点目の過去3年間の鳥獣被害の件数、被害額、予算の推移について答弁させていただきます。

農林水産省による全国調査の結果によりますと、野生鳥獣の農作物被害額は、平成30年度時点が約158億円と6年連続で減少しているものの、被害金額は依然高い水準にあり、営農意欲の減退につながり、数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしております。本市においても、中山間地域を中心に、鳥獣による農作物への被害報告が毎年市民の方から寄せられており、主な被害内容はイノシシによる水稻の踏み荒らしや、イノシシ、鹿、猿による食害などとなっています。

そこで、ご質問の本市における鳥獣害被害の過去3年間の件数、被害額、予算の実績について、平成29年度から令和元年度までを順次申し上げますと、まず件数につきましては、市民の方から被害報告を受けた件数になりますが、平成29年度21件、平成30年度44件、令和元年度65件で、合計130件となっております。

次に、被害額につきましては、平成29年度131万9,000円、平成30年度307万3,000円、令和元年度331万9,000円で、合計771万1,000円となっております。

最後に、予算につきましては、有害鳥獣関連予算の決算額を順次申し上げますと、平成

29年度606万2,000円、平成30年度663万3,000円、令和元年度632万8,000円で、合計1,902万3,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 岩佐部長に答弁をいただきました。

農水省による全国調査では、平成30年度時点が約158億円と、6年連続で減少しているようです。しかし、阿波市において、件数では平成29年度では21件、被害額約132万円、平成30年度では44件、被害額約307万円、令和元年度では65件、被害額約332万円、予算額については平成29年度約606万円、平成30年度約663万円、令和元年度約633万円とのことです。さきの岩佐部長からの答弁にもあるように、全国的な被害は減少しているようですが、阿波市では増加傾向にあるようです。鳥獣被害というのは、生産者の所得の減少もさることながら、作付の拡大に対し、先進的な被害も及ぼします。農業立市を掲げる阿波市にとっては、生産性の低下にも当然つながる問題であると考えます。

では、これらの問題点の対策として、2点目の質問に移ります。

去る平成31年3月議会において同様の鳥獣害に対する質問を行い、現場でのヒアリングやアドバイス、県や国に対して鳥獣被害防止総合対策交付金なども陳情してほしいと依頼しましたが、以前と何が変わったのか答弁をお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 岩佐産業経済部長。

○産業経済部長（岩佐賢二君） 武澤議員の一般質問の1問目、阿波市鳥獣害の被害の推移についての2点目の質問、平成31年3月議会において、現場でのヒアリングやアドバイス、県や国に対して鳥獣被害防止総合対策交付金などの増額を陳情してほしいと依頼したが、以前と何が変わったのかについて答弁させていただきます。

初めに、現場でのヒアリングやアドバイスについてですが、ヒアリングにつきましては、被害の報告がありましたら阿波市猟友会会員と担当職員が現地に出向き、被害圃場の特定、被害面積、被害状況などの聞き取り調査を行い、被害圃場の周辺の状況把握に努めております。また、防護柵、電気柵の設置や、管理する際の注意点を説明し、より高度なアドバイスが必要な場合には、県の専門職員とともに対応をさせていただいております。加えて、被害圃場周辺に猟友会会員が捕獲わなを設置し、有害鳥獣の駆除に努めております。

次に、県や国に対する要望につきましては、平成30年度から引き下げられました鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の上限単価の引上げについて、令和元年度、知事・市町村長地域懇話会で、県に対して要望を行っております。また、今年度、国に対して徳島県市長会議を通じまして要望を行ったところでありますが、令和2年度の鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業予算のうち、捕獲報償金については、4月の内示額を昨年度と比較しますと約125万円の減額となっております。この状況では、有害鳥獣の捕獲業務を委託している阿波市猟友会の会員のやる気がそがれるだけでなく、高齢化が進む中で、会員数の減少に拍車がかかることが懸念され、有害鳥獣の捕獲に影響を及ぼしかねません。

そこで、農業者の収益減少に直結することでもありますので、今年度については、昨年度の交付金から減額になった報償金相当額を市補助金として補填できるように、今議会の議案第72号補正予算（第6号）で、鳥獣被害防止総合対策補助金として125万2,000円を計上させていただいているところでございます。しかしながら、世界的にコロナ禍で厳しい財政状況を鑑みますと、市による補填にも限りがあることから、今後も国や県に対しまして粘り強く予算増額の要望を続け、農業者の収益、ひいては農業立市阿波市を守っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

前回の質問に対して、努力されていることがよく分かりました。被害を受けていても、泣き寝入りして、実質の被害報告をされていない方々も多くいましたが、前回の質問により、実際にヒアリングに出向くことにより、さらに市民の方々の意見を市の農政や県、国の陳情に反映していただきたいと思っております。1件の被害報告があった場合に、その現場だけでなく、両隣の被害やヒアリング、アドバイスも併せて引き続きお願いいたします。

また同時に、阿波市猟友会の増員強化、そして今後も農業立市にふさわしい行動をお願いいたします。この質問は非常に大切な問題であり、今後も引き続き質問をさせていただく予定でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で1つ目の質問を終わります。

次に、2点目の質問として、藤本議員も同様の質問をされましたが、コロナウイルス拡大により、学びの場である学校において、休校や夏休みの短縮、運動会の縮小など学校行

事の変更が余儀なくされております。今回の２点目の質問としてさせていただくのが、この教育現場の環境変化が見られる中、修学旅行の計画はどうなっているのか、教育長の答弁をお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 武澤議員の一般質問２問目、阿波市の小・中学校の修学旅行の計画はどうなっているのか、コロナウイルスの感染拡大に伴い夏休みが減るなど様々な教育環境の変化が見られるが、修学旅行の計画はどう考えているのかの質問に答弁させていただきます。

修学旅行は、ふだんと異なる環境の中で、友達と自然や文化に触れ、集団生活の在り方について望ましい体験を積むことのできる、児童・生徒にとってなくてはならない行事でございます。また、児童・生徒が最も楽しみにしている行事でもあり、ぜひともその体験をしてもらいたいという願いのもとで計画しているものでございます。しかしながら、８月に入り、全国的に新型コロナウイルス感染者の増加により、修学旅行の実施の判断に苦慮しているところでございます。現在、コロナ禍の中で、中学校におきましては４校中２校は令和３年度に延期をいたしました。残りの２校は、今年度の１月と３月に沖縄への旅行を計画しているところですが、旅行先の感染状況を踏まえながら、延期も検討しているところでございます。小学校に関しましては、当初９月末から１１月初旬にかけて、京阪神地方を旅行先として計画していましたが、感染が拡大していることもあり、現在は既に比較的感染拡大が少ない香川、愛媛、高知、広島、岡山方面に変更しております。対象学年が６年生であり、今年度中に行う学校行事であります。今後の新型コロナウイルス感染症の動向を見ながら、さらなる延期の可能性を含めた協議もしているところです。教育的意義や児童・生徒の心情等にも配慮し、児童・生徒や保護者の意見を聞き、本県の状況や旅行先の感染状況に注視しながら、現在対応を検討中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○１番（武澤 豪君） 高田教育長に答弁いただきました。

答弁では、中学校に関しては４校中２校は令和３年度に延期、残りの２校は１月と３月に計画をしているが、旅行先の感染状況を踏まえながらの調整中であり、小学校に関しては、旅行先の変更をしながらの年度内に実行できるように協議中とのことでした。いまだかつて誰も経験したことのないコロナウイルス、この状況で判断するのは非常に困難であ

ることとありますが、生徒の皆さん、家族の皆さん、先生方の意見をよくくみ上げ、前向きな検討をお願いいたします。今年度の修学旅行に関しての私の個人的な考えとしては、修学旅行の実施が決定されたとするなら、最終的な判断を保護者を含めた生徒個々の判断での参加、不参加とすることが好ましいと考えます。修学旅行自体は、私自身も非常に貴重な経験であり、青春の1ページとして今でも記憶に残っています。日本の歴史、風土に対する新しい認識、友達に対しての新しい発見や旅の楽しさ、先生方との関係性のさらなる構築、家族のありがたさなど、修学旅行を通して経験することは計り知れないものです。子育てするなら阿波市らしく、ぜひとも修学旅行の実施に向けて前向きな協議をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで1番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

- 日程第 2 議案第64号 令和元年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第65号 令和元年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第66号 令和元年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第67号 令和元年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第68号 令和元年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第69号 令和元年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第70号 令和元年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第71号 令和元年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第72号 令和2年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第11 議案第73号 令和2年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第74号 令和2年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）につ

いて

日程第 1 3 議案第 7 5 号 阿波市工場立地法地域準則条例の一部改正について

日程第 1 4 議案第 7 6 号 阿波市体育施設条例の一部改正について

○議長（松村幸治君） 次に、日程第 2、議案第 6 4 号令和元年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 1 4、議案第 7 6 号阿波市体育施設条例の一部改正についてまでの計 1 3 件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 6 4 号から議案第 7 6 号までについては、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会、決算審査特別委員会に付託いたします。

各常任委員会、決算審査特別委員会におかれましては、第 3 回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、1 1 日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、1 1 日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

1 5 日午前 9 時 3 0 分から決算審査特別委員会、1 6 日午前 1 0 時から総務常任委員会、1 7 日午前 1 0 時から文教厚生常任委員会、1 8 日午前 1 0 時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は 9 月 2 5 日午前 1 0 時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時 1 6 分 散会